

神戸市立工業高等専門学校における利益相反マネジメントに関する規則

2023年4月1日

規則第140号

(目的)

第1条 この規則は、神戸市立工業高等専門学校（以下「本校」という。）における産金官学連携活動を公正かつ円滑に推進するため、産金官学連携活動に伴って生じる利益相反事項のマネジメントに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において利益相反マネジメントとは、産金官学連携活動を行うにあたり、本校で負う責務に比して個人的な利益あるいは学外の活動を優先することにより、本校における職務の遂行に多大な影響を与えているとの批判を受けることで、本校への信頼を損なうことのないよう必要な対策を講じることをいう。

(利益相反マネジメントの対象)

第3条 利益相反マネジメントは、教職員及び本校が研究員として受け入れる者（以下「教職員等」という。）であって、次に掲げる活動等において次項に掲げる行為を行うときを対象とする。

- (1) 企業等における兼業活動
- (2) 企業等との共同研究及び受託研究並びに企業等からの寄附
- (3) 知的財産の企業等への譲渡及び実施許諾

2 利益相反マネジメントの対象とする行為は、次のものとする。

- (1) 前項に関わる企業等から一定額以上の金銭又は株式等経済的利益を個人的な活動への報酬あるいは贈与として取得又は便益の供与を受けること。
- (2) 一定額以上の物品を購入することに関して、前項に関わる企業等を指名し、又は決定すること。
- (3) 学生及び研究生を前項に関わる企業等との産金官学連携活動に一定の期間、継続して従事させる契約を締結すること。
- (4) その他上記に準じて、利益相反マネジメントの対象と認められる行為

(利益相反マネジメントの推進)

第4条 教職員等は、利益相反マネジメントの推進に努め、次に掲げる事項について協力するものとする。

- (1) 前条第2項の行為に関する報告
 - (2) 前号の報告に関して必要とする調査活動への協力
 - (3) 利益相反マネジメントにおいて行う是正要望及び勧告に沿った是正措置の実施
- (利益相反マネジメントに関する委員会)

第5条 利益相反マネジメントに関する判断基準や個別案件への対応等を審議することを目的として神戸市立工業高等専門学校利益相反マネジメント委員会（以下「委員

会」という。)を設置する。

2 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 利益相反マネジメントに関する判断基準及び規程等の制定及び改廃に関すること。
- (2) 利益相反に関する個別案件の調査、審議、対応措置等に関すること。
- (3) 利益相反マネジメントに関する社会等への説明に関すること。
- (4) その他利益相反マネジメントにおいて重要な事項

3 委員会は、必要に応じ外部の専門家等に対し意見を求めること、又は委員会に招聘することができる。

4 委員会は、年度の定例及び必要に応じて適宜開催する。

5 委員会の事務は、事務室総務課で取り扱う。

6 委員会は、審議事項について神戸市立工業高等専門学校校務運営会議に必要な報告を行う。

(委員会の構成)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。なお、委員が対象者となるときは、この限りでない。

- (1) 校長
- (2) 教務主事(計画調整)
- (3) 教務主事(研究)
- (4) 教務主事(教育)
- (5) 専攻科長
- (6) 関係する学科の学科長
- (7) 地域協働研究センター長
- (8) 事務室長
- (9) 校長が指名する教職員 若干名

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ校長及び教務主事(計画調整)をもって充てる。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(利益相反マネジメントのための調査及び秘密の保持)

第7条 第4条第2号の調査は、教職員等からの自己申告書等の提出又は必要に応じて実施するヒアリングにより行うものとする。

2 前条における委員会の活動に関与する者は、その業務により知り得た一切の情報について、業務上での手続において必要なときを除き、第三者に漏えいし、又は提供してはならない。

(審議及び勧告)

第8条 委員会は、第5条第2項第2号に係る審議について当事者に改善を求めるとき

は、当該教職員等に対して前項の審議結果を通知し、当該教職員等に了承を求めるものとする。

- 2 当該教職員等が前項の審議結果に異議があるときは、委員長に対し再度審議を求めることができる。この場合において、委員会は再度審議を行い、委員長はその結果を本人に通知する。
- 3 委員会は、前2項の経緯から必要と認められるときは改善勧告案をまとめ校長に報告し、校長は、改善勧告を行うものとする。

(利益相反マネジメントの事務及び相談窓口)

第9条 総務課は、利益相反マネジメントに係る業務として次に掲げる業務を行う。

- (1) 利益相反に関する通報の受付
- (2) 利益相反に関する自己申告書の受付
- (3) 利益相反に関する情報の管理
- (4) 利益相反に関する資料の作成
- (5) 利益相反に関する周知活動の実施
- (6) 利益相反マネジメントに関する相談
- (7) 前各号に掲げるもののほか委員会運営に関して必要な事項

(雑則)

第10条 この規則の運用に関して必要な事項は、別に定める。

- 2 この規則は、運用の実態又は社会情勢を反映して適宜見直しを行う。
- 3 この規則の改廃については、委員会で協議する。

附 則

この規則は、2023年4月1日から施行する。